

# ミツヒロニュース



9月になり、新型インフルエンザが流行期に入っていました。研究者によっては、人類は致死性ウイルスの蔓延で滅亡すると予測する人もいますから、ウイルスを侮るはなりません。インフルエンザ対策に最も効果的なのは石鹸による手洗いです。まずは予防を心がけましょう。

光廣 昌史

## 今月のトピックス

- 複雑で判断の難しい点をわかりやすく紹介！印紙税の間違えやすいポイント
- 改めて確認しましょう。個人の住民税の基本
- ～より納税が簡単に～ダイレクト納付が始まります。
- 当社ホームページについて一使用方の紹介です。
- あとがき  
憧れのひと／地元自慢

複雑で判断の難しい点をわかりやすく紹介！

## 印紙税の間違えやすいポイント

印紙税は、原則として課税文書の作成者が納付すべき**印紙税相当額の収入印紙**を課税文書にはり付け、消印することにより納付するという**自主納税方式**を採っています。つまり、納税者の皆様が、実際に作成する個々の文書について、課税文書に該当するのか、該当するとしたら印紙税額がいくらになるのかを**自ら判断**して印紙税を納付していただく方式になっています。

印紙税法は、課税物件表に20種類の課税文書を規定していますが、近年の社会経済の発展に伴う取引の多様化等により、作成される文書の内容も複雑多岐なものとなってきています。そのため、課税文書に該当するか否かの判断が容易にできない文書も見受けられます。弊社でも、お客様からの印紙税についてのお問い合わせを多々承っております。そこで、**印紙税の中でも間違えやすい部分**についてご紹介します。

### 1. 契約期間の設定されている契約に伴う覚書について

原契約を変更する場合に、覚書を取り交わすことがあります。継続的に使用するエレベーターの保守契約などで交わす覚書について、月額保守契約料、契約期間を記載するものがあります。

その場合、印紙税の課税額は**月額保守契約料 × 契約期間**を元に算定されます。

例) 月額 10 万円の保守料につき、平成 21 年 9 月 1 日より 1 年間の契約の場合  
→120 万円 (=月額 10 万円×12 ヶ月) に対して課税されます。

## 2. 単価、数量等により記載金額の計算ができる契約書について

契約書の中では、**単価、数量で記載のある契約書**があります。

その場合の印紙税での課税額は、総額(単価×数量)を元に算定されます。

右の例)であれば、この契約書の記載金額は 500 万円となり、印紙税の課税額も記載金額に基づいて算定されます。

加工請負契約書	
甲は、〇〇製品の加工委託を乙に対して行い、乙はこれを請け負うものとする。	
加工数量	10,000 個
加工科単価	500 円
年 月 日	甲 乙

## 3. 消費税額等が区分記載されている受取書について

**消費税額等が区分記載されている場合には、その消費税額等は、記載金額に含まれません。**

ここに区分記載とは、例のように、**消費税額等がその文書上に明確に記載されていること**を言います。

したがって、受取書に「消費税等込〇〇代金～万円受領」と記載されていても、**消費税額等が明確に記載されているとは取り扱われません**ので注意が必要です。

No.1	平成 年 月 日
	受 取 書
	様
請負代金	100 万円
消費税等	5 万円
計	105 万円
上記金額正に領収致しました。	
〇〇株式会社	

## 4. 継続的取引の基本となる契約書とは

第 7 号文書の継続的取引の基本となる契約書とは、**特約店契約書、代理店契約書、銀行取引約定書その他の契約書**で、特定の相手方との間に継続的に生ずる取引の基本となるもの(要件がありますので詳しくはお問い合わせ下さい)であり、期間の記載のあるもののうち、期間が 3 ヶ月以内であり、かつ、更新に関する定めのないものを除くこととされています。

継続的取引の基本となる契約書は、特約店契約書など文書の表題に関係なく、契約当事者間において何回も同じような取引を反復継続する場合において、**取引に共通して適用される一定の取引条件をあらかじめ定めておく契約書**のことをいいます。なお、その契約書に記載された具体的な契約期間が 3 か月以内で、かつ、更新に関する定めのないものは除かれます。

したがって、**個々の取引についてその都度作成される個別契約書とは区別されます**ので、例えば、物品の加工請負契約の目的物の総数量及び総金額が確定している場合に、「その納期は 5 か月後とする。」「納品は各月 100 個ずつ 6 か月間行う。」、あるいは「代金の支払いは、6 か月に分割して支払う。」のように取り決めた場合には、契約期間については 3 か月を超えていますが、1 取引における納期又は支払いを分割したにすぎないので、個別契約ということになり、継続的取引の基本となる契約書には該当しないこととなります。

# 《コラム》改めて確認しましょう・・・個人の住民税の基本

## (1) 個人の住民税とは？

個人の住民税は、日本国内に住所を有する個人にかかる税金で、「**都道府県民税**」と「**市区町村民税**」の2種類の総称です。

更に、道府県民税と市区町村民税には、所得に対してかかる「**所得割**」と、定額でかかる「**均等割**」とがあります。

## (2) 誰が課税するのか？

個人の住民税は、**毎年1月1日現在の住所地の都道府県と市区町村**が課税します。

都道府県民税と市区町村民税は別のものですが、徴収手続き等は、通常市区町村が都道府県分も含めて一括して行います。

## (3) 税率はいくらか？

個人の住民税所得割の標準税率は、所得の金額にかかわらず、**都道府県民税 4%、市区町村民税 6%**です。個人の住民税の均等割の標準税率は、都道府県民税が 1,000 円、市区町村民税が 3,000 円です。ただし、都道府県・市区町村の条例の定めによって標準税率と異なる税率を適用する地域もあります。

## (4) いつ払うのか？

個人の住民税には、2種類の支払い方法があります。

### ① 普通徴収

**自営業者などに適用**される納付方法です。市区町村から納税者に直接納付書が届きます。1年分の住民税を年4回（6月、8月、10月、1月）に分割して納税者自身が納付します。

### ② 特別徴収

**給与所得者に適用**される納付方法です。給与支払者が従業員の給与から毎月天引きして、翌月10日までに納付します。住民税は、前年の所得に対して確定した1年分の住民税を、6月から翌年の5月までの12カ月に分割して納付する仕組みなので、源泉所得税や社会保険料のように、賞与から控除されることはありません。

## ～より納税が簡単に～ダイレクト納付が始まります。

国税局は、平成21年9月サービス開始予定の金融機関を対象とした**ダイレクト納付利用届出書**の受付を開始します。ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出等をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等の送信をした後に、**届出をした預貯金口座から、ワンクリックで即時または期日を指定して納付することができる電子納税**の新たな納付手段です。

[手続根拠] 国税通則法

[手続対象者] e-Taxを利用して国税の申告等をされている方でダイレクト納付を利用される方

[提出時期] ダイレクト納付をご利用される日のおおむね1ヶ月前

※ ダイレクト納付利用届出書を提出いただいてから利用可能となるまで1ヶ月程度かかります。また、ご利用される金融機関により利用可能となるまでの期間が異なりますので「利用可能金融機関一覧」でご確認下さい。

[提出方法] ダイレクト納付利用届出書を作成の上、納税地等を所轄する税務署へ持参または送付してください。

[添付書類・部数] 添付書類は不要です。ダイレクト納付利用届出書を1部提出してください。

[手数料] 手数料は不要です。

# 当社ホームページについて一使用方の紹介です。

弊社のホームページが6月にリニューアルしました。今回は、これまでのホームページと比べ、より使いやすくなった点を紹介します。是非、ご利用いただけると幸いです。(アドレス：<http://www.office-m.co.jp/>)

## ●セミナーのご案内がご覧になっていただけるようになりました！

詳細はもちろん、**お申し込み**についてもHPから出来るようになりました！  
→トップページの左ボタン**セミナー**と**年間予定&お申し込み**をご覧ください。

## ●当ミツヒロニュースもHPにて、掲載しております。

**業務だより**を中心として、ミツヒロニュースなど、弊社の業務に関連した情報をご覧になっていただけるようになりました。  
→トップページの左ボタン**業務だより**を中心にご覧ください。

## ●お問い合わせ、用語集なども掲載し、双方向のHPを目指しています。

お客様にとって、必要な情報を記載し不明な点などありましたら、**お問い合わせ**のページより、質問・ご相談などをしていただけるようになりました。→トップページの左ボタン**用語集**、**お問い合わせ**をご利用下さい。

## ●弊社に来社される際に便利な**アクセス**のページもわかりやすくなりました。

お客様からいつもお問い合わせの多い当社の来られ方について、地図と写真でよりわかりやすく対応しています。  
→トップページの左ボタン**アクセス**をご覧ください。  
などなど、皆様とのよりスピーディーで密なコミュニケーションツールとして、ホームページにつきましても、何卒宜しくお願いいたします。



## あとながき

下田です。9月になり装いも夏から秋へと移り、女性にとってはオシャレが楽しい季節となりますね。周囲には魅力的な女性が多く教わることも色々あります。その中のひとり、私の憧れの女性でもある



方は、その道では実力派として名が通っていて仕事が早く且つ丁寧。困っている人がいると何処からともなく現れて的確なアドバイスをしてサッと風のように去っていく。いつも謙虚で全体を見て瞬時に何が必要なか判断し行動に移せる女性です。その陰には並々ならぬ努力の蓄積があつてのこと。と伺い知るには十分なのですが、日々の生活は「早寝早起き」とお聞きして、物事に対して余裕を持って臨んでおられる姿勢に納得しました。ということで、まずは自分もやってみよう！と生活パターンを切り替える挑戦を始めました。目標は5時起床 23時就寝。弊社には遠方からの通勤のためや、早起きを習慣づけているスタッフがわりといて「早起きはイイヨ」とせっかく勧めてもらっても「低血圧だし朝は苦手だからムリ。」と言って済ませていました。しかし、その気になってやってみると早朝の空気は神聖な感じで気持ち良く、物事も効率よく進み爽快な気分になります。「良い」と分かっているけど実行できなかった私。習慣となる迄には、時間が掛かりそうですが、生活のリズムを整え一日の始まりを気持ちよくスタートさせたいと思います。



私の地元自慢です。毎年8月14日に宮島水中花火大会が開催されるのですが、今年もとっても良い天気の中開催され、大勢の方が宮島と宮島口に来られました。

普段とても穏やかな宮島口も、ゴールデンウィーク、お正月、お盆の3大連休になると賑やかな雰囲気になり、中でも花火大会は最も賑やかです。地元民としては、たくさんの方が来られて賑やかなのはとても嬉しいことです。今年は、やはり、「高速道路 1,000 円」の効果あつてか、車のナンバープレートを見ると、こんな所から来ているの～？！と感動するくらい、全国津々浦々の皆様が来られていました。

花火も毎年のことながらきれいでした！私は、来年以降誰かにおすすめスポットを教えてあげたいと思ったので、地元民ならではの(しかも暇人(^\_^))だと思のですが、花火が上がっている間、花火が見える近所のスポットをたくさん回ってみました。そして、人はそんなに多くないのに目の前に海だけ広がって、ちょっと遠目だけれども花火がきれいに見えるスポットなども見つけました！携帯電話のカメラですが、すこ～しだけ、写真を撮りましたので、HPにも掲載しております。是非ご覧になってみてくださいね。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤  
**Office Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所  
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007  
URL <http://www.office-m.co.jp>

